

補助成

小さな自然再生活動

地域の自然や生きもののために取り組む「小さな自然再生」活動を支援します。

▼活動期間 2020年3月31日(火)まで

▼活動内容 次のいずれかの活動

○地域の生物多様性の確保や保全するための「小さな自然再生作業」(例・ビオトープづくり、外来生物の除去など)

○地域の生物多様性を知るた



▲円山川の清掃

めの観察会や生きもの調査
○コウノトリ野生復帰や生物多様性をテーマとした自然環境体験学習活動

▼対象者 次の要件を全て満たす市民団体など

○市内に活動拠点を有し、主に市内で活動している。

○公共の福祉を目的とした自主的な活動をしている。

○構成員が3人以上である。

▼件数 予算の範囲内

▼助成額 1件当たり1万円以上5万円以内(謝金、手数料、通信運搬費、消耗品費など) ※千円未満は切り捨て。申請者が同様の活動内容で当該助成を受ける場合、1団体等につき3回を上限

▼申込み 2020年2月28日(金)までに、コウノトリ共生課にある申請書および団体調書(市ホームページにも掲載)を提出

《申込み・問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017

出張！田んぼの学校

「田んぼの学校」は、皆さん

の身近な水田や水路、ため池、里山などを、生きものとの触れ合いを通じながら遊びや学びの場とする楽しい活動です。

「自然を相手にいろいろやってみたいけど、どうしたらいいんだらう?」そんなとき、コウノトリ市民研究所のメンバーが「生きものの先生」として皆さんの地域に出張し、生きもの調査や観察会などの活動をサポートします。

▼活動期間 おおむね10月末 ※休日・夏休み大歓迎

▼対象 区やPTAなどによる市内各地での活動

《申込み・問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017

ペレットストーブ等の設置費

市内の森林資源を自然エネルギーとして利用し、地球温暖化を防止するため、ペレットストーブ、薪ストーブ、ペレットボイラー、薪ボイラーの設置費用を補助します。

▼対象 次のいずれかの方

○市内に住所を有し、市内の住宅に設置

○市内に事業所などを有し、事業所や施設等に設置

○市内の地区集会施設に設置

▼補助対象経費・金額

□ペレットストーブ、ボイラー 本体購入費の2分の1以内(上限20万円)

□薪ストーブ、ボイラー 本体購入費、排気設備、付属品および設置工事費の合計金額の2分の1以内(上限20万円)

▼件数 約20台分(予算の範囲内で先着順)

▼条件

○申込時に未購入

○設置時に未使用

○市内事業者から購入・設置

○市内産ペレットまたは薪を使用

○薪ストーブは二次燃焼機能付きまたはペレット兼用

○薪ボイラーは熱源能力が平均3万キロカロリー以上

▼申込み 申請書(市ホームページに掲載)に必要書類を添えて提出

取扱い事業者登録

市内の販売・設置工事を行う事業者の登録を受け付けています。登録情報の一覧は市



ホームページで公開します。

▼登録方法 問い合わせてください。または、市ホームページをご覧ください。

《申込み・問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017

電気式生ごみ処理機の購入費

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、電気式生ごみ処理機を使って自家処理をする方に対し、購入費を補助します。

▼対象者 次の全てに該当する方

○市内に住所を有し、居住している。

○過去5年間にこの補助を受けていない(世帯単位)。

○購入後、継続して利用する。

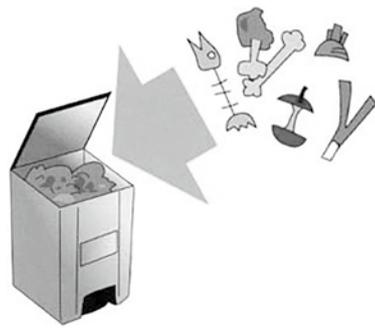
※補助内示前に購入したものは補助対象外

▼補助金額 購入価格の2分の1(上限3万円) ※本体価格に係る金額のみ対象。ポイントなどを使用しての支払い分は対象外

▼件数 25台(1世帯1台限りで先着順)

▼申込み 住所・氏名・電話番号を電話またはファクス
《申込み・問合せ》生活環境課 ☎23-5304

FAX 23-0915
または各振興局市民福祉課



スポーツ少年団体等の活動を支援

豊岡市スポーツ少年団体活動補助金

スポーツを通して子どもたちの健全育成を促進するとともに、スポーツ少年団体の活

性化により社会体育の振興を図るため、活動費を補助します。

▼対象者 市内の小学校区などで組織されているスポーツ少年団体

▼交付金額 1団体2万円

▼申請期限 7月1日(月)

豊岡市社会教育関係団体等各種大会派遣補助金

社会教育関係団体の活動を奨励し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域づくりを推進するため、大会に参加するための必要経費を補助します。

▼対象者 予選を経て、県大会以上の各種大会に出場する市内の社会教育関係団体や個人

▼交付金額 補助対象経費(参加料、交通費など)の2分の1

▼申請期限 該当する大会の開催日(参加する前に申請) **共通**

▼申請方法 スポーツ振興課にある申請書(市ホームページにも掲載)を提出
《申込み・問合せ》スポーツ振興課 ☎21-9023

除雪機の購入費

市道の除雪は、幹線道路や通学路を中心に除雪路線を定めて行っています。しかし、除雪路線以外は、地域内の助け合いで対応されています。特に雪の多い地域では、除雪機の購入費用など多くの負担が必要で、市による支援が求められています。このため、平成29年度に除雪機購入のための補助制度を復活させました。緊急的に整備を進めるため、本年度までの補助制度としています。

▼内容 共助により市道、生活道路などを除雪するため購入する除雪機に対し、次の要件を満たす場合にその購入経費を補助します。
○購入する除雪機による除雪計画を作成すること
○購入する除雪機が、道路交通法等除雪作業を行う上で必要な法令に適合した機種であること

▼対象者 自治会や地域コミュニティ組織

▼補助金額 除雪機1台につき補助対象経費(除雪に必要

要な除雪機および付属部品の購入に要する費用)の3分の2以内。上限150万円、千円未満は切り捨て



▼件数 ○1団体1台(単年度)
○1団体の総補助台数は、2台を限度(初回申請団体を優先)

▼申込み 5月31日(金)までに、必要書類を提出 ※申請額の合計が市の予算限度に達しなければ、申込期限以降も申請を受付けます。

▼審査・決定 書類などを審査し、6月中旬に決定

《問合せ》建設課 ☎21-9007

普通河川の浚渫費用

良好な河川環境を維持し、地区住民の安全で安心な生活を確保するため、地元で「自

分たちの地域を流れる川は自分たちが守ろう」という活動に対して河川の浚渫費用を補助します。

▼内容 土砂などの堆積が著しく、かつ、人家への影響の恐れがある場合に、堆積した土砂などの除去に対し補助します。対象となる河川は、高さ・幅がそれぞれ1メートル以上の普通河川(一級河川、二級河川、および準用河川以外の河川)とし、水路、都市下水道、雨水幹線などは対象外です。

▼対象者 区(町内会)

▼補助金額 除去した土砂など1立方メートル当たり5千円。ただし、1区50万円を限度とします。

▼申込み 5月31日(金)までに連絡 ※申請額の合計が市の予算限度に達しなければ、申込期限以降も申請を受付けます。

▼審査・決定 6月中に現地確認などで審査し、7月上旬に決定

▼その他 希望する方は、事前に相談してください。

《申込み・問合せ》建設課 ☎21-9007